

平成30年度 第6回大島区地域協議会
「出張地域協議会」

次 第

日 時：平成30年11月27日（火）
午後6時30分から
場 所：大島若者交流会館 2階
多目的ホール

1 開 会

2 報 告

- (1) 地域協議会会長会議の概要について
- (2) 平成30年度冬期道路交通確保除雪計画について

資料No.1

資料No.2

3 その他

- (1) 浦川原区地域協議会委員研修会への参加について
- (2) 旭地区の地域おこし協力隊の募集結果について
- (3) 第7回地域協議会の開催日について

【開催日：___月___日、開催時間___時から】

4 閉 会

【意見交換会】

平成 31 年度地域活動支援事業案の概要

※予算額 1 億 8000 万円や区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項や運用上整理している事項については、今回、別紙資料「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等」で新たな見解を示した内容及び様式内容の見直し等軽微な内容を除き、平成 30 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、平成 31 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制 2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い 3 今後の主なスケジュール 4 事業の概要	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

1 趣旨**(1) 目的**

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区) + 人口割5,400万円

均等割7:人口割3

※各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月～	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。
ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・ 事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・ 採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

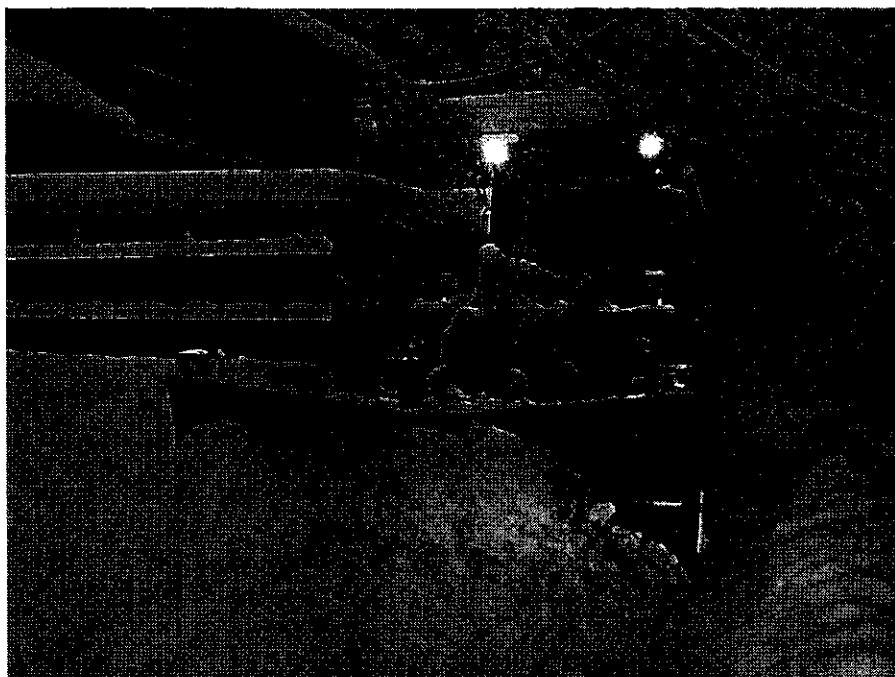
審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

平成30年度
冬期道路交通確保除雪計画書



上越市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	(1) 車道除雪	2
	(2) 歩道除雪	6
	(3) 狭隘道路（日中）除雪	8
4	消融雪施設	9
5	雪捨て場	10
6	市民への情報提供と協力依頼	10
7	関係機関との連携	11
8	適切な管理による効率的な除雪の実施	11
9	共助による地域除雪の支援	12

1 除雪基本方針

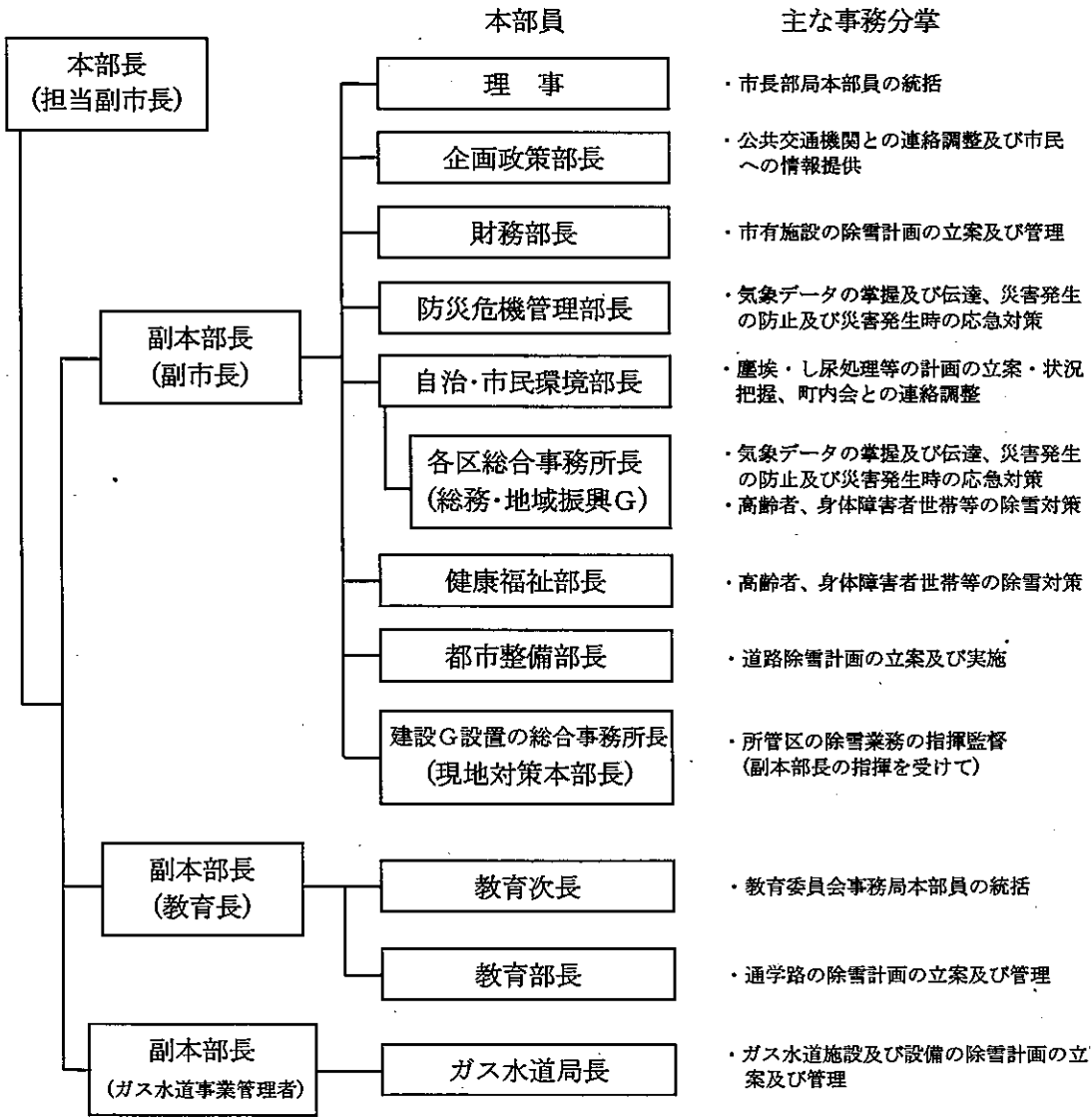
当市は、県内でも降雪、積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」では市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

豪雪地帯での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

2 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

今年度の上越市除雪計画の車道除雪延長は、約 1,759km になります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

③ 除雪延長

平成 30 年度の車道除雪延長は次のとおりです。

車道除雪延長

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	120.68	146.08	413.66	99.19	779.61	960.79	81.1%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.61	71.68	191.84	37.4%
浦川原区	0.00	13.52	52.19	7.39	73.10	132.91	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.21	27.58	71.46	134.43	53.2%
柿崎区	8.82	43.94	29.56	44.53	126.85	175.51	72.3%
大潟区	1.63	25.09	39.99	14.38	81.09	149.98	54.1%
頸城区	7.44	47.31	47.86	3.78	106.39	177.24	60.0%
吉川区	0.77	24.95	37.07	23.04	85.83	149.59	57.4%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.73	65.09	4.10	95.92	199.65	48.0%
清里区	2.99	18.18	19.44	9.04	49.65	153.65	32.3%
三和区	1.87	27.22	30.80	40.61	100.50	129.11	77.8%
名立区	0.00	20.12	11.10	8.76	39.98	81.91	48.8%
合計	144.95	447.29	851.00	315.63	1,758.87	2,825.63	62.2%

④ 除雪路線区分

道路除雪は、市域の骨格をなす幹線道路や地域内幹線道路、地区内の生活道路に区分し、道路交通の確保を図ります。

特に、特1種路線のうち救急指定病院・消防署などの周辺道路、市民生活や経済活動に重要な路線については、重点路線として終日通行を確保します。

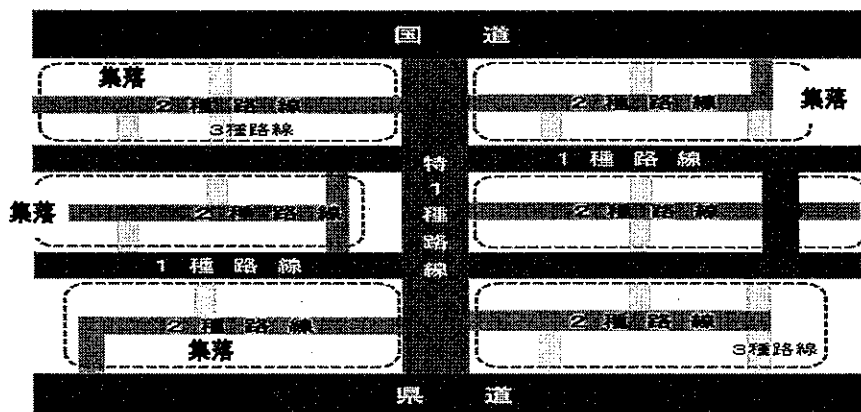
車道除雪路線区分表

区分	路線	除雪目標
特1種路線	重点路線	救急指定病院や消防署の周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線並びに市民生活や経済活動に特に重要な路線
	幹線路線	国道、県道と一体となり、都市の骨格をなす幹線道路並びに地域内の主要道路として機能する路線
1種路線	国道、県道、特1種路線などの幹線道路に接続する地区内の重要路線	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2種路線	国道、県道、特1種、1種路線に接続する地区内道路で主に、地区内住民が利用する幹線道路	状況により一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とする。
3種路線	国道、県道、特1種、1種、2種路線に接続する地区内道路で、主に地区内住民が利用する生活道路	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。しかし、当該路線の日中混雑度や今後の気象予報、従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅れることがあります。

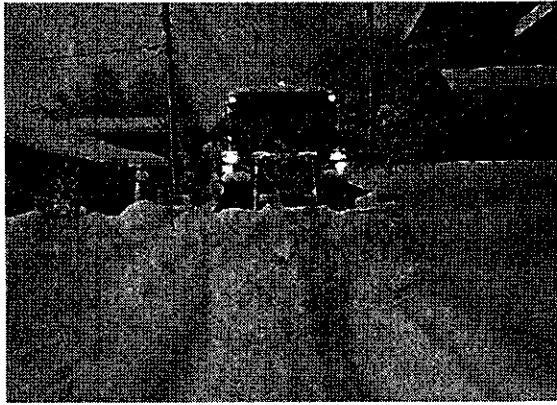
除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合
1 種路線			10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込ま れる場合
2 種路線			早朝除雪を行わ なかった場合 で、15cm 以上		24:00 までに、 25cm 以上見込ま れる場合
3 種路線					

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着にあわせ判断を行います。

【降雪の状況による出動パターン】

- ◆2時、4時共に10cmに達していない場合
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆2時時点では10cmに達していなかったが、4時時点では達した
場合7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を
除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆一日中降り続けている場合
上位路線は基準に従い除雪を行うが、2、3種路線は可能な限
り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。

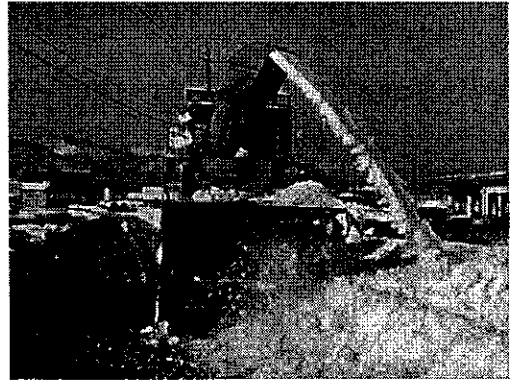


【3月の出動パターン】

2時に積雪が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり、
今後も降雪の気象予報がない場合は早朝除雪を行わない。

⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪がしやすい路線を中心に凍結防止剤を散布し、交通事故の防止に努めます。

⑨ 地吹雪時の対応

事前に、市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置しています。また、地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報の提供を行います。

地吹雪発生時には、道路パトロールと除雪業者からの情報のほか、関係機関からの情報連絡をもとに吹き溜りの除去や状況に応じた通行止めを行い、通行の安全確保を図ります。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

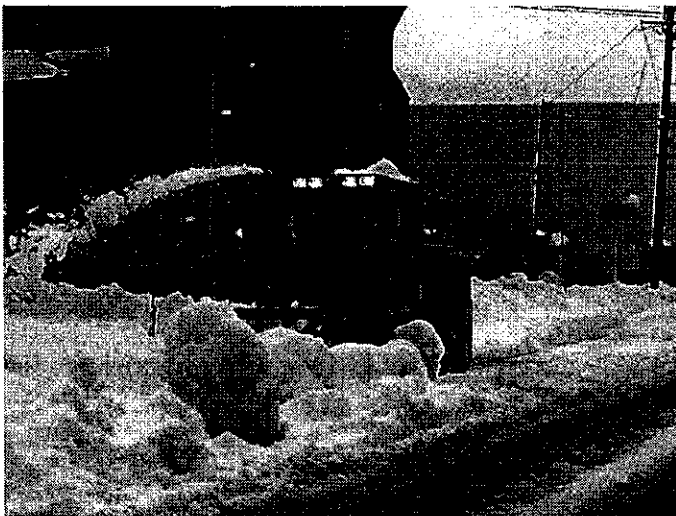
今年度の上越市除雪計画の歩道除雪延長は、約 150 km になります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設のなどで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小型ロータリ除雪車により行います。また、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行者の空間確保に努めます。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行者の空間確保に努めます。

② 除雪路線

通勤や通学など多くの市民が利用する歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員 2m 以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が 10 cm から 15 cm に達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行できる空間の確保を目指します。

⑤ 除雪延長

平成 30 年度の歩道の除雪延長は次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	99.91	6.00	105.91	186.88	56.7%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.01	0.00	9.01	27.82	32.4%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.24	83.1%
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%
三和区	8.24	0.00	8.24	13.03	63.2%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	140.96	9.33	150.29	289.50	51.9%

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行者の空間確保に努めます。

(3) 狭隘道路（日中）除雪

① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又ははかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小型ロータリ除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと一定の条件が整った場合に、通常除雪終了後の日中に除雪を行います。

② 除雪路線

原則小型ロータリ除雪車が入る幅員を有している市道であることが条件であり、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて対応します。

④ 除雪目標

状況によって、一時通行不能になる場合を除き、道路幅員に応じ1車線の確保を目指します。

⑤ 除雪延長 (単位：km)

地区名	延長
合併前上越市	16.83
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	0.90
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.37
三和区	0.90
合計	24.59

⑥ 排雪作業

狭隘道路では、ダンプトラックが入らず排雪作業が困難になることが想定されるため、地域の皆さんの協力により道路沿線や袋小路に雪置き場を確保してもらうことが必要になります。

4 消融雪施設

当市の除雪は、機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年12月から稼働できるよう点検・整備を行い、効率的な利用を図ります。

なお、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、寒気の影響で降雪が増え、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県は注意報や警報を発令します。このような状況になると、地下水利用者である市に地下水の節水や削減対策の実施が要請され、消雪パイプの運転ができなくなることがあります。

(1) 消雪パイプ

① 延長

平成30年度の市道の消雪パイプ延長は、約73kmです。

消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	1.47	0.52	22.12	12.01	8.97	1.69	73.08

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

平成30年度の市道の流雪溝延長は、約17kmです。

流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行ってもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5 雪捨て場

降雪状況に応じて、道路管理者及び市民の皆さんが排雪に利用できる雪捨て場を複数か所に開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪後の水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに設置します。

開設する際は市のホームページなどで随時、周知します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪は市民の皆さんからの協力が不可欠です。随時、市から必要な情報提供を行いますので除雪作業に対するご理解とご協力をお願いします。

(1) 道路除雪に対する情報提供

- ・ 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します。
- ・ 広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ・ 市のホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ・ 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市のホームページなどで周知します。

(2) 道路除雪に対する協力依頼

○車両の適切な駐車

除雪作業に支障がありますので路上駐車はしないでください。

○樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や消雪用ホースが道路に出ていると、除雪車に接触し除雪ができないことがあります。適切に管理してください。

○作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

○敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出した場合、通行が妨げられ事故のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根雪等の処理のため一時的に道路に雪を置く場合は、事前に市に連絡を入れると共に、早急に撤去をお願いします。

○急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

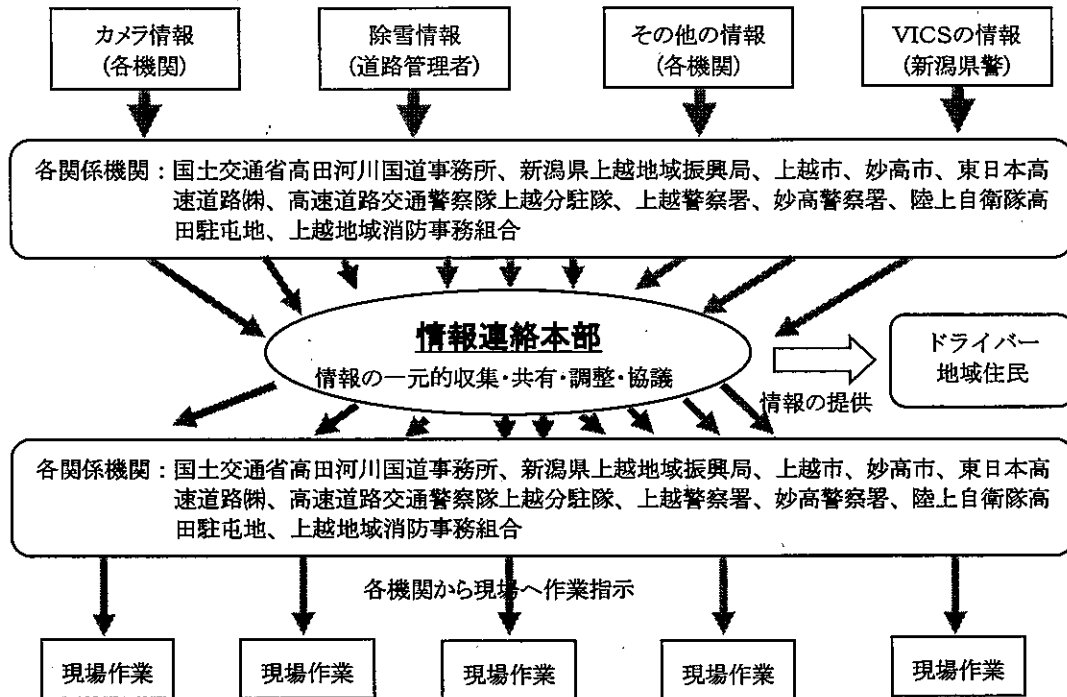
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

7 関係機関との連携

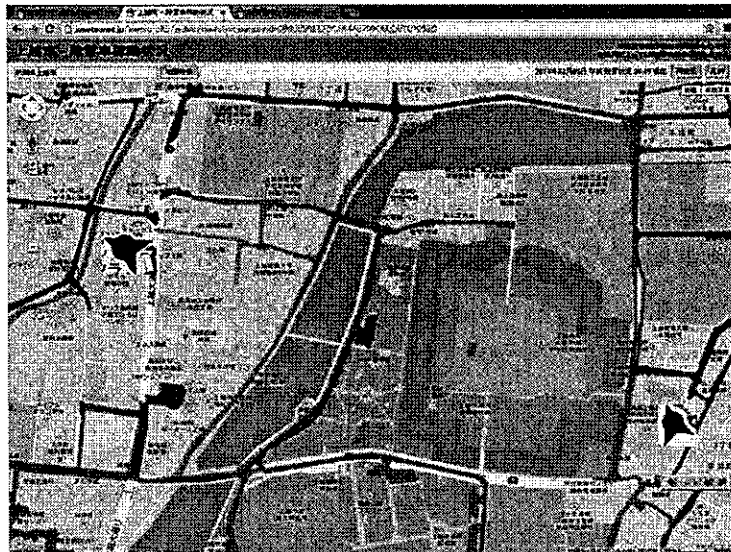
異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路での除雪障害、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合は、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊・上越地域消防事務組合の各機関が、道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置し連携を図ります。



8 適切な管理による効率的な除雪の実施

除雪状況をリアルタイムに把握し、インターネットで除雪状況を確認できる「道路除雪管理システム」を導入しています。

市民からの問い合わせに迅速な対応が図れ、除雪作業や関連事務の効率化につながっています。



9 共助による地域除雪の支援

市では、地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

(1) 対象者

市道又は私道の除雪を共同で行う原則5戸以上の団体

(共同で除雪できる範囲に5戸以上ない場合は、5戸未満であっても補助対象になります。)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円が上限

(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります)

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上



平成30年度 冬期道路交通確保除雪計画書

平成30年11月

作成 新潟県上越市都市整備部道路課雪対策室

〒943-8601

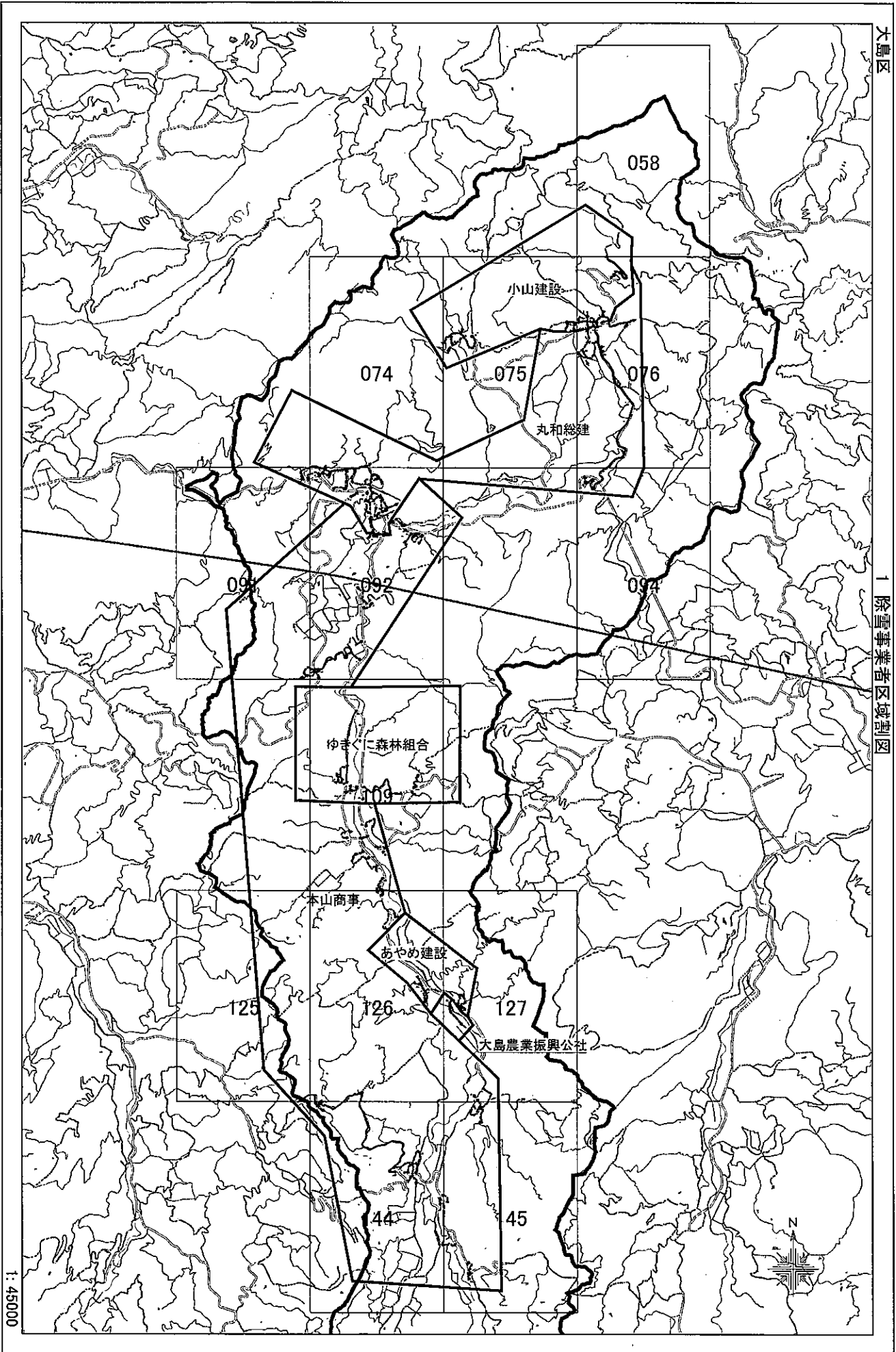
新潟県上越市木田1丁目1番3号

平成30年度除雪等路線

<大島区>

目次

1	除雪事業者区域割図	1
2	除雪事業者連絡先	3
3	車道除雪路線表	5
	あやめ建設 6 大島農業振興公社 6 小山建設 6	
	丸和総建 7 本山商事 8 ゆきぐに森林組合 9	
4	車道除雪路線図	11



2 除雪事業者連絡先

番号	業者名	連絡先			対象地区名
		日中	夜間	Fax	
1	あやめ建設	025-594-2523	025-594-2755	025-594-2656	三竹沢、熊田
2	大島農業振興公社	025-594-2856	025-594-2637	025-594-2856	萍沢
3	小山建設	025-594-3344	025-594-3344	025-594-3316	角間、板山、田麦(県道から北側)、竹平、藤尾
4	丸和総建	025-594-3153	025-594-3231	025-594-3403	田麦(県道から南側)、大平、上岡、千原、下岡、長者島
5	本山商事	025-594-2211	025-594-2211	025-594-2112	細越、達、深沢、上達、棚岡、石橋、仁上、牛ヶ鼻、菖蒲、西沢
6	ゆきぐに森林組合	025-594-2041	025-594-3422	025-594-2201	大島、中野

3 車道除雪路線表

車 道 除 雪 路 線 表

あやめ建設

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	16	池の俣線	県道菖蒲棚岡線～三竹沢中央線			0.15		0.15
2	17	三竹沢中央線	市道池の俣～県道菖蒲棚岡線			0.23		0.23
3	18	前倉線	市道三竹沢中央線～南へ終点			0.09		0.09
4	19	熊田西沢線	県道菖蒲棚岡線(熊田バス停先)～熊田集落終わり(西沢方面)			0.24		0.24
5	20	熊田中央線	県道菖蒲棚岡線～市道熊田西沢線			0.21		0.21
6	20	熊田中央線	市道熊田西沢線			0.14		0.14
7	100	カジャシキ線	市道熊田中央線～西へ終点			0.11		0.11
		合 計				1.17		1.17

大島農業振興公社

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	115	萍沢線	県道菖蒲棚岡線(三竹沢橋先)～グリーンハウス			0.40		0.40
		合 計				0.40		0.40

小山建設

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	71	板山小海線	市道竹平田麦板山線(途中)～市道板山上村線			0.12		0.12
2	73	板山上村線	市道竹平田麦板山線(大字板山地内)～板山集落終わり(大字板山地内)		0.23			0.23
3	73	板山上村線	市道板山小海線終点～板山集落終点			0.16		0.16
4	74	板山東山線	市道板山上村線(板山センター先)～市道板山上ノ山線起点先			0.04		0.04
5	75	板山上ノ山線	市道板山東山線～板山集落終わり(大字板山地内)			0.04		0.04
6	76	竹平田麦板山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道板山上村線(大字板山地内)		0.98			0.98
7	76	竹平田麦板山線	竹平向山線接点～板山集落終わり(大字板山地内)			0.33		0.33
8	76	竹平田麦板山線	本線起点(市道向山線)～旧旭小学校		0.52			0.52
9	77	田麦角間線	主要地方道大潟高柳線(旭センター駐車場先)～田麦集落終わり(大字竹平田麦板山線交差点～田麦集落終わり)		0.08			0.08
10	77	田麦角間線	竹平田麦板山線交差点～田麦集落終わり			0.09		0.09
11	84	学校線	旧旭小学校～市道竹平田麦板山線			0.12		0.12
12	85	田麦上村線	主要地方道大潟高柳線(大字田麦地内)～上総				0.06	0.06
13	86	田麦上村横線	主要地方道大潟高柳線(大字田麦地内)～村道竹平田麦板山線(大字)				0.07	0.07
14	89	竹平向山線	主要地方道大潟高柳線十字路～竹平集落終わり			0.22		0.22
15	90	藤尾線	主要地方道大潟高柳線十字路～終点(藤尾センター)		0.10			0.10
16	108	田麦上村上線	市道竹平田麦板山線(大字田麦地内)～主要地方道大潟高柳線			0.42		0.42
17	05	高所線	藤尾線終点(藤尾センター)～藤尾集落終わり		0.60			0.60
		合 計			2.51	1.54	0.13	4.18

車 道 除 雪 路 線 表

丸和総建

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特1種	第1種	第2種	第3種	総延長
1	55	川原田線	国道253号～大島保育園先		0.28			0.28
2	56	大平線	市道大平上村線～市営大平住宅・ 国道253号			0.42		0.42
3	58	小林線	国道253号～市道梨ノ木線			0.30		0.30
4	59	下村線	国道253号～市道小林線			0.11		0.11
5	60	大平千原線	国道253号(大平西バス停先)～市道 岡線			0.28		0.28
6	61	梨ノ木線	岡先起点先～大字大平地内			0.07		0.07
7	61	梨ノ木線	国道253号(市道大平上村線起点 先)～千原集落終わり		0.45			0.45
8	62	上岡線	市道宮ノ崎線～(市道梨ノ木線交差) 上岡集落終わり			0.33		0.33
9	63	宮ノ崎線	市道梨ノ木線(上岡センター先)～市 道岡線			0.43		0.43
10	64	岡線	国道253号(長者島バス停先)～市道 梨ノ木線		0.70			0.70
11	65	下岡線	市道岡線～国道253号長者島橋先			0.70		0.70
12	66	下岡西線	市道岡線(十字路)～神社先			0.06		0.06
13	67	長者島中央線	市道岡線～国道253号(長者島橋)			0.23		0.23
14	78	田麦大山線	主要地方道大潟高柳線～あさひ荘 入口		2.90			2.90
15	81	田麦下村線	主要地方道大潟高柳線(JA旭支所 先)～大字田麦地内			0.38		0.38
16	81	田麦下村線	大字田麦地内～市道田麦下村線・ 大字田麦地内及び市道田麦大山線			0.54		0.54
17	87	竹平線	主要地方道大潟高柳線(共同利用 施設先)～集落終わり		0.42			0.42
18	88	竹平小貫線	市道竹平線～竹平集落終わり			0.08		0.08
19	97	田麦大山支線	あさひ荘入口～国道253号		0.11			0.11
20	98	上岡北線	市道梨ノ木線(大字岡地内)～市道 上岡線(大字岡地内)			0.13		0.13
21	113	大平上村線	国道253号(農協倉庫先)～市道大 平線(大字大平地内)			0.03		0.03
22	113	大平上村線	国道253号～市道大平線(戸隠神社 先)			0.21		0.21
23	114	下村野間刈線	市道田麦下村線(宇下村地内)～市 道田麦下村線交差			0.24		0.24
24	118	細越線	上越安塚柏崎線(市道西山線起点 先)～多目的ホール駐車場			0.09		0.09
25	119	大平西山線	市道大平線(大字大平地内)～市道 西山線			0.26		0.26
26	120	大平中島線	大平中島住宅団地内道路			0.19		0.19
27	121	川原田線支線	市道川原田線～市道小林線			0.20		0.20
28	123	田麦干場線	市道田麦大山線～大字田麦地内			0.11		0.11
29	125	大平線支線	国道253号～市道大平線			0.08		0.08
30	133	大平東線	国道253号～終点(大字大平地内)			0.06		0.06
31	135	東頸城幹線	国道253号～大字大平地内			0.13		0.13
		合 計			4.86	5.66		10.52

車 道 除 雪 路 線 表

本山商事

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	3	仲原線	県道菖蒲高原線～大字菖蒲地内			0.20		0.20
2	3	仲原線	国道405号(小峰橋先)～国道405号(飯田電気先)			0.26		0.26
3	3	仲原線	国道405号(大字菖蒲地内)			0.11		0.11
4	5	菖蒲西中央線	市道下山線～光恩寺先			0.51		0.51
5	7	菖蒲蓮野線	国道405号(番屋前)～大字菖蒲地内			0.10		0.10
6	8	西沖線	市道下山線～農免西沢線			0.38		0.38
7	9	菖蒲西沢線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.14	0.14
8	10	下山線	国道405号～菖蒲西集落終わり(市道菖蒲西中央線起点)			0.31		0.31
9	11	西沢下向線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.07	0.07
10	12	下向線	県道菖蒲棚岡線～県道菖蒲棚岡線(牛ヶ鼻センター先)			0.73		0.73
11	13	小高岩線	全線			0.41		0.41
12	19	熊田西沢線	農免西沢線終点～区境界【安塚区】		1.03			1.03
13	22	仁上峠線	県道菖蒲棚岡線～大字仁上地内			0.09		0.09
14	25	岩原線	仁上大橋から東へ県道菖蒲棚岡線を横断し、県道菖蒲棚岡線			0.46		0.46
15	26	道下線	県道菖蒲棚岡線～市道道下支線			0.16		0.16
16	27	石橋線	県道菖蒲棚岡線～市道石橋行野線起点經由県道菖蒲棚岡線			0.71		0.71
17	28	石橋南線	市道石橋線～大字仁上地内			0.08		0.08
18	30	棚岡線	県道菖蒲棚岡線(集落センター先)～国道403号		0.14			0.14
19	32	棚岡西線	主要地方道上越安塚柏崎線(今田屋)分岐点～主要地方道上越安塚			0.21		0.21
20	45	上達細野線	市道島地線起点(旧集会所西寄り)～上達集落終わり(大字上達地内)			0.29		0.29
21	45	上達細野線	主要地方道上越安塚柏崎線(旧役場先)～上達集落終わり		1.32			1.32
22	46	上達・細野支線	主要地方道上越安塚柏崎線大島中学校入口～大島中学校			0.12		0.12
23	47	島地線	市道上達細野線(旧クラブ西より)～終点(大字上達地内)			0.16		0.16
24	48	上達上居村線	市道上達細野線～市道上達細野線			0.22		0.22
25	49	深沢中央線	深沢村堂住宅内市道起点～主要地方道上越安塚柏崎線(武江ラジオ店)			0.49		0.49
26	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～細越集落終わり			0.14		0.14
27	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道大平西山線終点平字西山2595			0.10		0.10
28	51	達中央線	旧国道(大字大平地内)～国道253号(農免糶山線入口)			0.25		0.25
29	53	達居村線	達南線～国道253号			0.05		0.05
30	54	押切線	国道253号(押切橋先)～市道細越大新田線			0.22		0.22
31	99	川東線	国道405号～大日庵先			0.16		0.16
32	104	菖蒲南線	国道405号～大字菖蒲地内			0.37		0.37
33	105	達南線	市道達中央線～達集落終わり			0.38		0.38
34	107	石橋中央線	県道菖蒲棚岡線(石橋センター先)～市道石橋線			0.06		0.06

車 道 除 雪 路 線 表

35	109	細越大新田線	市道押切線起点～達集落終わり(大字達地内)				0.05	0.05
36	109	細越大新田線	市道細越大新田線【国道253(墨染橋先)】～達集落終わり			0.04		0.04
37	110	棚岡東線	国道403号～大字棚岡地内			0.21		0.21
38	110	棚岡東線	国道403号バイパス～東へ(大字棚岡地内)			0.31		0.31
39	111	西沖支線	国道405号～市道菖蒲西中央線			0.16		0.16
40	116	棚岡中島線	主要地方道上越安塚柏崎線～大字棚岡地内			0.06		0.06
41	129	達秣山線	市道達中央線～達集落終わり(大字下達地内)			0.21		0.21
42	131	道下支線	県道菖蒲棚岡線(大字仁上地内)～県道菖蒲棚岡線			0.25		0.25
43	02	秣山線	深沢中央線～大字深沢地内			0.09		0.09
44	03	小高岩線	全線			0.06		0.06
45	04	菖蒲線	国道405号～簡易水道浄水場			0.06		0.06
46	C01	西沢線	国道405号～市道熊田西沢線		1.89			1.89
		合 計			4.38	9.18	0.26	13.82

ゆきぐに森林組合

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	33	切通線	岡嶺交差点～終点(大字大島地内)			0.08		0.08
2	33	切通線	国道403号～終点		0.06			0.06
3	34	岡峯線	市道切通線～国道403号			0.50		0.50
4	36	居村上沢田線	国道403号(角屋)～国道403号			0.15		0.15
5	37	上沢田線	市道居村上沢田線～国道403号(大島橋先)			0.14		0.14
6	38	大島中野線	国道403号十字路(大島)～国道403号(中野集落)		0.87			0.87
7	40	中野線	国道403号線～大字中野地内			0.10		0.10
8	42	中野峠線	国道403号(市道中野下村線終点先)～集落終わり			0.31		0.31
9	117	道田線	主要地方道上越安塚柏崎線(第2太原橋先)～市道岡嶺線				0.78	0.78
10	126	中野ホト口バ線	国道403号～大字大島地内			0.04		0.04
11	134	切通支線	市道切通線～終点(大字大島地内)			0.16		0.16
		合 計			0.93	1.48	0.78	3.19